

2022年5月1日

## ファイザー社友会：同好会、クラブ等の活動に対する補助金支給に関する内規

### 1. 背景；

新型コロナウイルスによるパンデミックの下で社友会の活動が大きく制限される中、社友会本来の目的である会員相互の親睦を推進するために、会員間で独自に企画し活動する場合、以下の要領で補助金を供与する。

### 2. 会則との関連；

第4章 機関 第2節 役員会 第19条 を適用

### 3. 供与の対象；

本部、支部及び規模を問わず会員間で実施される行事

### 4. 期間；

2022年5月1日から2023年3月末まで。但し、利用状況等を確認の上、当内規の延長等については、期間終了の1ヶ月前までに役員会にて検討・決定するものとする。

### 5. 補助金；

- ①会員相互の親睦を推進するために、会員間で独自に企画した同好会、クラブ活動、同期会、地域親睦会等の各々の活動に関し、親睦活動補助金を支給する。
- ②補助金額は、1回・1人当たり2,000円を限度とし、年3回まで補助するものとする。但し、当然ながら、一緒に活動された場合でも、ファイザー社友会会員以外の方は対象外とする。
- ③当補助金を供与する対象となる費用は、親睦会、食事代、並びに活動するための会場等の利用料等、支払時に領収書が取れるものに限るものとし、1回・1人当たりの単価が2,000円未満の場合は、その金額を限度として補助するものとする。

### 6. 申請手続き；

(1) 行事实施前：別添の申請フォーマットを利用して、事前申請する。

①事前申請：申請日、申請者、連絡先、補助を受ける活動の概要、日時、場所、参加会員名、人数、振込先を明記し、活動の主催者・幹事が事前に支部長宛、及び写しを本部宛に提出する。尚、主催者・幹事が支部所属者以外の場合は、本部宛に申請する。

**\*本部宛 eMail アドレス： [info@pf-shayukai.jp](mailto:info@pf-shayukai.jp)**

②支部役員会、または本部役員会において、各申請について内容確認し、補助金支給の可否を判断し、申請者に連絡するものとする。

③事前申請期限：原則として、行事实施の2週間前までとする。

(2) 行事实施後：

①承認された行事が実行された後、補助金については、各申請者から送付された以下の書類・証憑に基づいて、処理するものとする。

- a. 領収書(コピーで可)、
- b. 親睦活動を実施したときの集合写真
- c. 承認された申請書のコピー

以上に関して支部予算内で各支部にて処理するものとし、原則として世話人・幹事宛に纏めて振込を実行する。尚、支部所属者以外の会員が世話人・幹事の場合には、同様に上記証憑書類に基づいて本部において処理する。

**\*本部宛 eMail アドレス： [info@pf-shayukai.jp](mailto:info@pf-shayukai.jp)**

②参加者一人一人に振込処理するのが困難なので、基本的には、対象となる店や施設に対する支払いに対する当補助金対象分は纏めて申請者が支払い、残りを参加者全員で負担するという処理プロセスが望ましい。

③当ルールの対象となった親睦活動を真に実施した証とするため、活動を実施したときの集合写真の提出をお願いする次第である。

以上